

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 増田寛也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 本部の事務所は、岩手県庁内に置く。</p> <p>(課等及び機関)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、<u>総務部長が各部局長、教育長及び各地方振興局長と協議してそれぞれ指名する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(自主参集)</p> <p>第29条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第<u>21条第1項</u>に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。</p> <p>(応援職員の配置)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、岩手県議会事務局、岩手県人事委員会事務局、岩手県監査委員事務局及び<u>岩手県地方労働委員会事務局並びに岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する地方行政機関、地方機関、試験研究機関及び公の施設等（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。</u></p> <p>(災害情報の報告等)</p> <p>第32条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げ</p>	<p>(組織等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 本部の事務所は、<u>原則として</u>岩手県庁内に置く。</p> <p>(課等及び機関)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 第2項に規定する者のほか、本部支援室に職員を置き、総務部の職員のうちから総務部長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 緊急初動特別班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、<u>本部にあっては総務部長が各部局長及び教育長と協議して、地方支部にあっては副局長、広域地方振興局総合支局長及び地方振興局長がそれぞれ指名する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(自主参集)</p> <p>第29条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外において、第<u>26条第1項</u>に規定する配備基準に該当する災害の発生又は気象警報等が発表されたことを覚知したときは、配備指令を待たずに、直ちに、在勤公署に参集する。</p> <p>(応援職員の配置)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、岩手県議会事務局、岩手県人事委員会事務局、岩手県監査委員事務局及び<u>岩手県労働委員会事務局並びに岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する地方行政機関、地方機関、試験研究機関及び公の施設等（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。</u></p> <p>(災害情報の報告等)</p> <p>第32条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げ</p>

る種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種類	内容	報告先
初期情報報告	[略]	<u>防災消防担当課長</u>
	[略]	
[略]		
その他の報告	[略]	<u>防災消防担当課長</u>

- 2 防災消防担当課長は、支部長から受けた災害情報を総務部長に報告し、かつ、関係課等の長に通知する。
- 3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、防災消防担当課長に通知する。
- 4 [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
総務部	<u>総合防災室長</u>	<u>防災消防担当課長</u>
<u>総合雇用対策部</u>	<u>総合雇用対策局長</u>	<u>総合雇用対策監</u>
出納部	出納局長	<u>出納局総務課総括課長</u>
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
[略]			
保健	[略]		
福祉部	児童家庭課	[略]	
商工労働観光部	商工企画室	[略]	
	<u>産業振興課</u>	<u>産業振興課総括課長</u>	[略]
	<u>科学技術課</u>	<u>科学技術課総括課長</u>	[略]
	<u>観光経済交流課</u>	<u>観光経済交流課総括課長</u>	<u>観光施設の被害調査及び応急対策に</u>

る種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種類	内容	報告先
初期情報報告	[略]	<u>防災危機管理監</u>
	[略]	
[略]		
その他の報告	[略]	<u>防災危機管理監</u>

- 2 防災危機管理監は、支部長から受けた災害情報を総務部長に報告し、かつ、関係課等の長に通知する。
- 3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、防災危機管理監に通知する。
- 4 [略]

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
総務部	<u>総合防災室長</u>	<u>防災危機管理監</u>
出納部	出納局長	<u>出納局管理担当課長</u>
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
[略]			
保健	[略]		
福祉部	児童家庭課	[略]	
	<u>医師確保対策室</u>	<u>医師確保対策室長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>
商工労働観光部	商工企画室	[略]	
	<u>経営支援課</u>	<u>経営支援課総括課長</u>	[略]
	<u>科学・ものづくり振興課</u>	<u>科学・ものづくり振興課総括課長</u>	[略]
	<u>地域産業課</u>	<u>地域産業課総括課長</u>	<u>陸上輸送（営業用トラックによるも</u>

			<p>関すること。</p> <p>観光に係る風評被害対策に関すること。</p> <p>陸上輸送（営業用トラックによるものに限る。）に関すること。</p>
	[略]		
[略]			
農林	[略]		
水産部	農村建設課	[略]	<p>防災ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。</p> <p>農地、農業用施設及び海岸保全施設整備事業により造成された施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	[略]		
	林業振興課	[略]	<p>木材及び木炭の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>林産物及び林業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>

			<p>のに限る。）に関すること。</p>
	観光課	観光課総括課長	<p>観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>観光に係る風評被害対策に関すること。</p>
	[略]		
[略]			
農林	[略]		
水産部	農村建設課	[略]	<p>防災ダムの洪水調節及び応急対策に関すること。</p> <p>海岸保全施設以外の農地農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	[略]		
	林業振興課	[略]	<p>木材及び木炭の調達及びあっせんに関すること。</p> <p>林産物及び林業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>林産物（苗木を除く。）の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>国有林関係被害の情報収集に関する</p>

森林整備課	[略]	森林火災の予防に関すること。 林業種苗の調達及びあっせんに関すること。 <u>林業関係施設（林業振興課の主管に属するものを除く。）</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 森林の被害調査及び応急対策に関すること。	
森林保全課	[略]	<u>治山施設及び県有林施設</u> の被害調査並びに <u>応急対策</u> に関すること。 県有林の被害調査及び応急対策に関すること。	
[略]			
漁港漁村課	[略]	<u>漁港施設及び漁港区域に係る海岸保全施設</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 沿岸漁業整備開発施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
県土整備	[略]		
河川課	[略]	水防活動に関する	

森林整備課	[略]	森林火災の予防に関すること。 林業種苗の調達及びあっせんに関すること。 <u>作業道（県有林を除く。）及び苗畑施設</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>林産物（苗木に限る。）</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>国有林及び県有林以外の森林</u> の被害調査及び応急対策に関すること。	
森林保全課	[略]	<u>治山施設</u> の被害調査及び <u>応急対策</u> に関すること。 <u>県有林関係</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>林地荒廃</u> の被害調査及び <u>応急対策</u> に関すること。	
[略]			
漁港漁村課	[略]	<u>海岸保全施設以外</u> の <u>漁港施設</u> の被害調査及び応急対策に関すること。 沿岸漁業整備開発施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
県土整備	[略]		
河川課	[略]	水防活動に関する	

部			<p>こと。 水防関係の気象情報等の収集及び通報に関すること。 河川及び海岸（国土交通省の所管するものに限る。）の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ダムの洪水調節に関すること。 ダム施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	[略]		
	港湾空港課	港湾空港課総括課長	<p>港湾、港湾区域に係る海岸及び空港の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
総務部	総合防災室	防災消防担当課長	[略]
	総務室	総務室長	<p>部内各課等の連絡調整に関すること。 文書の收受及び発送に関すること。 私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。 公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関すること。 情報の収集及び伝達に関すること。</p>
	[略]		
	管財課	[略]	

部			<p>こと。 水防関係の気象情報等の収集及び通報に関すること。 河川及び海岸の施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ダムの洪水調節に関すること。 ダム施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	[略]		
	港湾課	港湾課総括課長	<p>港湾の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
	空港課	空港課総括課長	<p>空港の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
総務部	本部支援室	防災危機管理監	[略]
	総務室	総務室長	<p>部内各課等の連絡及び調整に関すること。 文書の收受及び発送に関すること。 私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。 公立大学法人岩手県立大学の被害調査及び応急対策に関すること。 情報の収集及び伝達に関すること。</p>
	[略]		
	管財課	[略]	

総合雇用対策部	総合雇用対策課	総合雇用対策監	他課等に対する応援に関する <u>こと。</u>
出納部	総務課	総務課総括課長	部内各課の連絡調整に関する <u>こと。</u>
	出納課	出納課総括課長	応急対策に要する経費の経理に関する <u>こと。</u> 災害見舞金の出納保管に関する <u>こと。</u>
[略]			

別表第3 (第6条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び分掌事務

部	機関	機関の長	分掌事務
環境生活部	岩手県立県民生活センター	岩手県立県民生活センター長	消費生活協同組合施設等の被害調査に関する <u>こと。</u> 生活関連物資等の <u>応急対策</u> に関する <u>こと。</u> 被災者の生活相談及び苦情の受付に関する <u>こと。</u>
[略]			

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	場所	所管区域	構成機関
[略]			
岩手県災害対策本部花巻地方支部	[略]	[略]	県南広域振興局花巻総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、岩手県立花巻厚生病院、 <u>岩手県立大迫病院</u> 、岩手県立東和病院、花巻教育事務所、岩手県立花巻北高

	総務事務センター	総務事務センター所長	他課等に対する応援に関する <u>こと。</u>
出納部	出納局	出納局長	応急対策に要する経費の経理に関する <u>こと。</u> 災害見舞金の出納保管に関する <u>こと。</u>
	[略]		

別表第3 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び分掌事務

部	機関	機関の長	分掌事務
環境生活部	岩手県立県民生活センター	岩手県立県民生活センター長	消費生活協同組合施設等の被害調査に関する <u>こと。</u> 生活関連物資等の <u>調達</u> に関する <u>こと。</u> 被災者の生活相談及び苦情の受付に関する <u>こと。</u>
[略]			

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	場所	所管区域	構成機関
[略]			
岩手県災害対策本部花巻地方支部	[略]	[略]	県南広域振興局花巻総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、岩手県立花巻厚生病院、 <u>岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター</u> 、岩手県立東和病院、花巻教育

			等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立東和高等学校、岩手県立花巻養護学校、岩手県花巻警察署、岩手県立遠野病院、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県立遠野警察署
[略]			
岩手県災害対策本部二戸地方支部	[略]	[略]	二戸地方振興局、岩手県北家畜保健衛生所、岩手県立二戸病院、岩手県立軽米病院、 <u>岩手県立伊保内病院</u> 、岩手県立一戸病院、二戸教育事務所、岩手県立軽米高等学校、岩手県立伊保内高等学校、岩手県立福岡高等学校、岩手県立福岡工業高等学校、岩手県立浄法寺高等学校、岩手県立一戸高等学校、岩手県立二戸警察署

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び副班長

班	班長に宛てる職	副班長に宛てる職
[略]		
県立学校	[略]	県立学校教頭
[略]		

別表第7（第22条関係）

緊急初動特別班の構成及び分掌事務

	班名	人員	配備場所	分掌事務

			事務所、岩手県立花巻北高等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立東和高等学校、岩手県立花巻養護学校、岩手県立花巻警察署、岩手県立遠野病院、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県立遠野警察署
[略]			
岩手県災害対策本部二戸地方支部	[略]	[略]	二戸地方振興局、岩手県北家畜保健衛生所、岩手県立二戸病院、岩手県立軽米病院、 <u>岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター</u> 、岩手県立一戸病院、二戸教育事務所、岩手県立軽米高等学校、岩手県立伊保内高等学校、岩手県立福岡高等学校、岩手県立福岡工業高等学校、岩手県立浄法寺高等学校、岩手県立一戸高等学校、岩手県立二戸警察署

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び副班長

班	班長に宛てる職	副班長に宛てる職
[略]		
県立学校	[略]	県立学校副校長
[略]		

別表第7（第22条関係）

緊急初動特別班の構成及び分掌事務

	班名	人員	配備場所	分掌事務

本部	総務班	<u>10</u>	[略]
	対策班	<u>35</u>	[略]
	情報班	<u>10</u>	[略]
	広報班	<u>5</u>	[略]
[略]			

別表第8（第26条関係）

警戒配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	警戒配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	保健福祉部	<u>地域福祉課</u>
	[略]	
	県土整備部	県土整備企画室、道路環境課、砂防災害課、河川課、都市計画課、下水環境課、 <u>港湾空港課</u>
[略]		
[略]		

本部	総務班	<u>9</u>	[略]
	対策班	<u>32</u>	[略]
	情報班	<u>9</u>	[略]
	広報班	<u>4</u>	[略]
[略]			

別表第8（第26条関係）

警戒配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	警戒配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	保健福祉部	<u>保健福祉企画室</u>
	[略]	
	県土整備部	県土整備企画室、道路環境課、砂防災害課、河川課、都市計画課、下水環境課、 <u>港湾課、空港課</u>
[略]		
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。